

高知県共同募金会災害見舞金の交付申請について

災害の規模、被災状況（半焼・半壊・床上浸水以上）により、被災された世帯に対して高知県共同募金会災害見舞金が受けられる場合があります。

1. 支給対象者

高知市内在住者

2. 支給の条件

災害により住居が半焼・半壊又は床上浸水以上の被災したもの

3. 見舞金支給額

①住家被害

支給対象被害	一世帯の見舞金額
全焼・全壊	2万円
半焼・半壊	1万円
床上浸水	5千円

②人的被害

支給対象被害	見舞金金額
世帯員の死亡	住家被害とは別に一人につき1万円

4. 申請に必要なもの

①「印鑑」（認印で可）

②「被災（火災）証明書」又は「罹災証明書」

＜火災の場合は被災（火災）証明書＞

高知市消防局予防課（総合あんしんセンター5階）で申請できます。

＜水害・地震の場合は罹災証明書＞

高知市役所 福祉管理課（第二庁舎）で申請できます。

申請後、現地調査の上、後日証明書が発行されます。

③「振込指定銀行通帳のコピー」

口座名・口座番号の記載された表紙のみでかまいません。

指定銀行は四国銀行と高知銀行に限らせていただきます。

5. 申請の流れ

①必要書類が整いましたら高知市社会福祉協議会 地域福祉課（ニッセイビル3階）にお越しください。『**共同募金見舞金交付申請書**』をお渡しします。



②こちらで申請書をご記入いただき、必要書類を提出いただければ手続きは完了です。



③申請後、2週間から3週間で指定振込口座へ入金されます。

通帳には「コウチケンキョウドウボキンカイ」と記帳されます。

<現金交付の場合>

交付決定後、担当者よりご連絡いたしますので、見舞金の受け取りをお願いします。

（※受け取りの際には印鑑が必要になります）

※ご不明な点がございましたら下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

〒780-0870 高知市本町4丁目2番40号 ニッセイ高知ビル 3階

TEL 088-856-5539 FAX 088-856-5549

高知市社会福祉協議会 地域福祉課内（高知県共同募金会高知市支会事務局）

災害見舞金担当まで（受付時間 平日 8時30分～17時30分）

